

# 2月16日(水)～3月15日(火)です

## 申告会場は、中央公民館です。

税務課窓口では受け付けていません。

※令和4年1月2日以降に転入された方は、令和4年1月1日現在の住所地で申告してください。

○受付時間：午前9時～午後4時

| 月  | 日   | 対象地区(旧小学校区) | 会場                 |
|----|-----|-------------|--------------------|
| 2月 | 16日 | 牛堀          | 中央公民館<br>(日の出3-11) |
|    | 17日 |             |                    |
|    | 18日 |             |                    |
| 2月 | 21日 | 大生原         |                    |
|    | 22日 |             |                    |
|    | 24日 | 徳島          |                    |
|    | 25日 | 障がい者の日      |                    |
|    | 28日 | 津知          |                    |
| 3月 | 1日  |             |                    |
|    | 2日  | 日の出         |                    |
|    | 3日  |             |                    |
|    | 4日  |             |                    |
|    | 7日  |             |                    |
|    | 8日  | 潮来          |                    |
|    | 9日  |             |                    |
|    | 10日 | 延方          |                    |
|    | 11日 |             |                    |
|    | 14日 |             |                    |
|    | 15日 | 予備日         |                    |

### ◎ 住民税申告の必要な方

- 令和4年1月1日現在で潮来市内に住所を有する方で、令和3年中に給与、年金、営業、農業、不動産等の各種収入がある方。
- 収入のなかった方や遺族年金・障害年金以外の収入がない方で、税証明書の必要な方、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減、国民年金の免除申請、医療費助成制度（マル福）の申請などが必要な方。
- 所得税では、給与所得者で年末調整済の給与以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告の必要はありませんが、住民税については申告しなければなりません。
- 公的年金収入が400万円以下で、かつ公的年金所得以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要とされました。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告を、還付の無い方で生命保険料控除等各種控除のある方や公的年金以外の所得がある方は、住民税申告をしてください。
- ※国民健康保険加入者及びその世帯主や後期高齢者医療保険の被保険者については、**申告がないと保険料(料)の算定や軽減措置の判定等ができません。**

### ◎ 住民税申告が必要ない方

- 勤務先で年末調整した人で、その勤務先の他に所得がない方。（勤務先に潮来市以外の住所を届けていると、給与支払報告書が市役所に届かない場合があります。提出されたか不明な場合は、勤務先に確認をお願いします）
- 税務署へ所得税の確定申告書を提出した方。
- 潮来市内に住所がある配偶者または生計を一にする親族から扶養されていて、前年中に収入がない方。
- ※扶養者（扶養している人）の住民登録が潮来市外の場合は申告が必要です。

# 住民税申告・確定申告の期間は

## ◎ 税務署で申告するもの

- ・譲渡所得（不動産売却による所得） ・株式譲渡所得、配当所得 ・繰越損失 ・雑損控除
- ・住宅借入金等特別控除（初年度） ・青色申告、過年度申告、準確定申告、消費税申告

## ◎ 申告のとき必要なもの

### 【収入金額がわかるもの】

- ①給与所得や公的年金等の源泉徴収票
- ②営業所得・不動産所得のある方は、収支内訳書及び収入支出の関係書類（支払調書等）
- ③農業所得のある方は、農業所得収支内訳書及び収入支出の関係書類
- ④その他の収入がある方は、収入金額や必要経費等がわかる書類（生命保険の満期返戻金やシルバー人材センターからの配分金等）

### 【控除額がわかるもの】

- ⑤保険料の控除証明書（国民年金保険料、生命保険料、地震保険料等）
- ⑥医療費控除の明細書 ※事前に作成して持参してください。
- ⑦障害者手帳等
- ⑧国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、継続保険料等の領収書又は証明書
- ⑨寄付金控除証明書（ふるさと納税等）

### 【その他】

- ⑩マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）  
※申告書を提出する際には毎回、納税者の方や扶養親族の方のマイナンバーの記載が必要です。
- ⑪身元確認のための書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ⑫振込先金融機関名・口座番号のわかるもの（所得税の還付がある方 ※本人名義口座のみ）
- ⑬税務署から送られた「確定申告のお知らせ」ハガキ（届いていない方は不要です。）

## ○ 申告会場の混雑緩和にご協力ください。

- 申告をスムーズにすませ、待ち時間を短くするためにも次のことにご協力ください。
- ・収支内訳書や医療費控除の明細書は、ご自身で作成のうえ申告会場に持参してください。
  - ・医療費控除の明細書は、医療を受けた方と支払先ごとに1年分を合計して作成してください。
  - ・必ず受付時間内にご来場ください。時間外は受け付けることができません。
  - ・地区別初日及び午前中は特に混雑します。受付地区指定は混雑緩和のためのものですが、対象地区以外の方も受け付けます。
  - ・申告会場では**マスクの着用**をお願いします。発熱のある方、体調の悪い方は来場をお控えください。

○所得税の還付申告は、申告期間前から税務署で受け付けています。また、ご自宅からスマートフォンやパソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

詳細は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

## ○お問合せ

- |                  |           |          |           |
|------------------|-----------|----------|-----------|
| 【申告日程や住民税に関する事項】 | 税務課税務グループ | ☎63-1111 | 内線132~134 |
| 【所得税の確定申告に関する事項】 | 潮来税務署     | ☎66-6931 | （音声案内）    |